

介護老人保健施設平成の家 運営規程

(指定介護老人保健施設)

(施設の目的)

第1条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1)当施設は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その心身の状態等を踏まえて、療養を妥当適切に行う。
- (2)当施設は、サービスの提供に当たり、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。また、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3)当施設の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 介護老人保健施設 平成の家
- (2)所在地 青森県弘前市大字独狐字石田121番地1

(従業者の種類、員数及び職務の内容)

第4条 この施設に勤務する従業者の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1)施設長(医師)1名
施設の業務を統括管理する。利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2)統括責任者 1名(兼務)
施設長を補佐し日常業務の管理と従業者の指導に従事する
- (3)薬剤師(嘱託)
医師の指示のに基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する。
- (4)看護・介護職員 30名以上
看護職員は医師の指示のに基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う。また、服薬管理責任者とする。看護・介護職員は利用者の施設サービス計画に基づき看護・介護を行う。
- (5)作業療法士 1名以上
医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施の際に指導を行う。
- (6)介護支援専門員 1名以上(兼務)
利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (7)支援相談員 1名以上
利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
- (8)管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(9)事務員 1名

庶務及び会計に従事する。

(利用定員)

第5条 当施設の定員は、100名とする。尚、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は空床を利用し行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法廷代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 居住費(多床室) 697円/日

居住費(従来型個室) 1,728円/日

3 食費 1,445円/日

4 負担額について

利用者負担は、所得等の状況から第1～4段階に分けられ、国が定める第1～3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。

5 その他の費用

冷蔵庫、テレビ、電気毛布使用:実費(1か月各500円)、理・美容代:実費 その他、介護老人保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。

(苦情・ハラスメント処理)

第7条 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催し、従業者に対する研修を実施し従業者に周知徹底を図る。

(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)虐待防止のための指針を整備する。

(4)その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあり、安全を確保するため等やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載する。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

第10条 当施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護に務めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービス利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 利用者は外泊または外出しようとするときは、その都度外泊又は外出先、用件、外泊又は外出期間等の予定を施設に届け出ることとする。
- (3) 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - ① けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
 - ② 喫煙すること。
 - ③ 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
 - ④ その他、この規定の定め反すること。

(非常災害対策)

第12条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生時の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的期間での診療を依頼する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 従業者の資質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続勤務 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 当施設は、利用者の介護老人保健施設サービスの提供に関し、施設サービス計画書、診療録、看護・介護記録、機能訓練記録、入所検討会議録その他必要な記録を整備する。
利用者及び家族からこれらの記録の閲覧を求められた場合、当施設は原則としてこれに応じる。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伸康会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(衛生管理)

第15条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。

- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 12 月 15 日より一部改正する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より一部改正する。

この規程は、平成 18 年 1 月 1 日より一部改正する。

この規程は、平成 19 年 2 月 15 日より一部改正する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より一部改正する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より一部改正する。

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日より一部改正する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 1 年 7 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日より一部改正する。